

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則 四四五
- 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 四四六
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 四四六
- 土地改良事業計画を変更すること
を適当と決定した件 四四六
- 土地収用法により事業の認定をした件 四四七

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 四四八
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四四八
- 公共測量を実施する件 四四九
- 指定管理者を募集する件 四四九
- 福島県教育委員会
- 福島県指定重要文化財の指定を解除された件 四四七
- 教科用図書採択地区を設定した件の一部を改正する件 四四七
- 正 誤
- 平成十九年六月一日付け定例第千八百八十号中 四四七

規 則

福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年六月十九日

福島県規則第五十一号

福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築士法施行細則(昭和二十五年福島県規則第二百二十三号)の一部を次のよう

福島県知事 佐藤 雄 平

に改正する。
 第六条第三項中「第九条前段」を「第九条第一項」に改める。
 第十八条及び第十八条の二中「第二十三条の六」を「第二十三条の七」に改める。
 第十九条の見出し中「登録簿」を「登録簿等」に改め、同条中「建築士事務所登録簿」を「法第二十三条の九各号に掲げる書類」に改める。

第一号様式中「(用紙B5)」を削り、

欠 格 事 由
1 後見開始又は保佐開始の審判を
2 二級建築士の免許を取り消され 木造
3 取り消されたことがあればその 禁錮以上の刑に処せられたこと 上の刑に処せられたことがあり あるときはその罪及び刑

欠 格 事 由
1 後見開始又は保佐開始の審判を受け
2 禁錮以上の刑に処せられたことがあ あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、 くつた年月日 年 月
3 建築士法の規定に違反して、又は建 て罰金の刑に処せられたことがあるか。
あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、 くつた年月日 年 月
4 建築士法第9条第1項第4号又は第 級建築士又は二級建築士若しくは木造 たことがあるか。
5 取り消されたことがあるときはその 建築士法第10条第1項の規定による その停止の期間中に建築士法第9条第 士又は二級建築士若しくは木造建築士

があるか。
業務の停止の処分を受けたことか
年 月 日から

ているか。 いない
 いるか。 いない
 ある ない
 又は執行を受けることがな
 日
 又は執行を受けることがな
 日
 建築物の建築に関し罪を犯し
 ある ない
 又は執行を受けることがな
 日
 10条第1項の規定により一
 建築士の免許を取り消され
 ある ない
 年月日 年 月 日
 業務の停止の処分を受け、
 1号の規定により一級建築
 の免許を取り消されたこと
 るときはその停止の期間
 年 月 日

に改め、「㊦」を削る。

附 則

- この規則は、平成十九年六月二十日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県建築士法施行細則第一号様式による二級建築士免許申請書は、改正後の福島県建築士法施行細則第一号様式による二級建築士免許申請書とみなす。

(建築領域建築指導グループ)

福島県規則第五十二号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第三株式会社福島銀行の項中「、本店営業部浜田出張所」を削り、同表会津商工信用組合の項中「、大町支店」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年七月二日から施行する。ただし、別表第三会津商工信用組合の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(出納局公金管理グループ)

告 示

福島県告示第四百三十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
平成十九年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類 (種類)	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住 所	更新した 登録の 有効期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
775	混合有機質肥料	混合有機質肥料デコム	3.0	3.0	—	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	ミスホスキー有限公司	兵庫県神戸市東灘区魚崎北町七丁目9番13号	平成22年7月2日

(農業総合センター)

福島県告示第四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、南相馬市が深野地区基盤整備促進事業（農道）に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年六月二十日から

同 年七月九日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第四百四十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 起業者の名称

社会福祉法人 心愛会

二 事業の種類

小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活援助事業所(仮称)ハ一

モ二ー中田施設整備事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

収用の部分 福島県郡山市中田町下枝字久保地内

使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活援助事業所(仮称)ハ一モ二ー中田施設整備事業(以下「本件事業」という。)は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業であり、法第三十二条第三号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、社会福祉法第三十一条第一項の認可を受けた法人であり、かつ本件事業の施行に必要な予算措置を講じていることから、本件事業を施行する能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

郡山市においては、高齢化率が昭和六十年の八・七パーセントから平成十七年には十七パーセントを超え、高齢化が急速に進行しており、高齢者が自らの経験と知識を活かし、地域社会において積極的な役割を果たし、活動的で生きがいに満ち、自立した生活を送るための施策や高齢者の人権や財産などを擁護するための施策等、多様化するニーズに対応した施策の推進が求められていることから、平成十八年三月に第三次郡山市高齢者保健福祉計画・郡山市介護保険事業計画を策定している。

当該計画において、平成二十年までの介護保険サービスの見込量を小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業については四千三百二十五人、認知症対応型共同生活援助事業及び介護予防認知症対応型共同生活援助事業については四百十五人としている。

しかし、平成十九年一月一日現在の整備状況は、小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業については五人、認知症対応型共同生活援助事業及び介護予防認知症対応型共同生活援助事業については三百八十七人と見込量に対して整備が遅れている。

また、起業地の存する郡山市中田町地区の老年人口率は平成十八年一月一日現在において二十八・八パーセントと、市の平均の十七・八パーセントと比較して非常に高い状況にあるにもかかわらず、公的介護施設が設置されていない状況にある。

本件事業は、第三次郡山市高齢者保健福祉計画・郡山市介護保険事業計画に基づき、要介護等の認定を受けた高齢者が地域において在宅で生活を継続するため、通いを中心として、訪問や宿泊を組み合わせて入浴、食事、機能訓練等のサービスを受ける小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者が共同生活住居において入浴、食事、機能訓練等のサービスを受ける認知症対応型共同生活援助事業所を整備するものであり、本件事業の完成により、介護施設のない中田町地区に、要介護や認知症の高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを支援する拠点施設を設置することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等に基づき環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成十九年一月に任意で実施した調査によると、本件起業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)等により起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件起業地内の土地においては、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)により起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は確認されていない。

(三) したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。事業計画の合理性

本件事業の起業地については、郡山市中田町地区内において三つの候補地を選定したうえで比較検討が行われており、地盤が良好であること、平坦地で造成の必要がないこと、事業費が安価であることなど、社会的、機能的、経済的観点から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。また、本件事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる公共の利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、郡山市の策定した第三次郡山市高齢者保健福祉計画・郡山市介護保険事業計画において設定されている小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型共同生活援助事業及び介護予防認知症対応型共同生活援助事業のサービス見込量に対して整備が遅れている。また、起業地の存する郡山市中田町地区は、市の平均と比較して老年人口率が非常に高いにもかかわらず公的介護施設が設置されていない。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所
郡山市健康福祉部長寿福祉課

(土木総務領域用地グループ)

公 告

公告第三百五十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成十九年五月二十五日

二 名称

特定非営利活動法人カルチャーネットワーク

三 代表者の氏名

安田 好伸

四 主たる事務所の所在地

福島県白河市字中田百四十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、「白河地方の文化振興については、各種のボランティア団体等の活動が活性化することにより図れる」との理念のもとに、各団体間の情報ネットワークシステムを構築することにより、それぞれの活動をサポートするとともに、優れた文化を享受する場を設け、白河地方の文化振興の発展に寄与することを目的とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第三百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成十九年六月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

八沢千拓土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 但野 幸一

同 鈴木 幸一

同 中野 正一

同 若松 一男

同 松田 文男

同 渡部 武男

同 藤澤 忠雄

住所

南相馬市鹿島区北屋形字石ワテ三番地の二

市鹿島区北海老字明神前一二番地

市鹿島区北屋形字西浦向一二番地

市鹿島区北海老字釜舟戸二九六番地

市鹿島区南柚木字矢ノ目川添三六番地

相馬市柚木字前日向一三二番地

市柚木字谷地田亀岩四一番地の一

同	太田 幸吉	同	市蒲庭字瀬庭八二番地
同	西山 正春	同	市蒲庭字孫目二八八番地
同	小泉 清一	同	南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸東一〇二番地の一
同	桑折 利浩	同	市鹿島区北屋形字沼北二四六番地
同	佐藤 佐一	同	相馬市柚木字谷地田二三四番地
同	狩野 幾雄	同	市蒲庭字狩野一八五番地
就任した役員			
役別	氏名	住所	
理事	但野 幸一	同	南相馬市鹿島区北屋形字石ワテ二三番地の二
同	田中 憲一	同	市鹿島区北海老字釜舟戸東七一一番地
同	細田 勲	同	市鹿島区北屋形字西浦向一二五番地
同	若松 一男	同	市鹿島区北海老字釜舟戸二九六番地
同	松田 文男	同	市鹿島区南柚木字矢ノ目川添三六番地
同	池田 安弘	同	相馬市柚木字前日向一番地
同	藤澤 忠雄	同	市柚木字谷地田亀岩四一番地の一
同	松田 文明	同	市蒲庭字瀬庭八四番地
同	蒔田 幸男	同	市蒲庭字孫目二八八番地の一
同	濱名 幸義	同	南相馬市鹿島区北海老字港口八番地
同	桑折 利浩	同	市鹿島区北屋形字沼北二四六番地
同	佐藤 佐一	同	相馬市柚木字谷地田二三四番地
同	狩野 幾雄	同	市蒲庭字狩野一八五番地

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第三百五十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量を実施する。

平成十九年六月十九日

- 一 測量地域 西白河郡西郷村大字熊倉地内 福島県知事 佐藤雄平
- 二 測量期間 平成十九年六月二十日から平成二十年三月十日まで
- 三 作業の種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業の確定測量に伴う基準点測量) (農村整備領域農業基盤整備グループ)

公告第三百五十六号

福島県漁港管理条例(昭和三十三年福島県条例第三十二号)第十二条の二の二の規定により指定施設の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。

平成十九年六月十九日

一 公の施設の概要 福島県知事 佐藤雄平

- (1) 名称 四倉漁港指定施設
 - (2) 所在場所 福島県いわき市四倉町 四倉漁港
 - (3) 面積 八百平方メートル
 - 二 指定管理者が行う業務
 - 1 指定施設の維持管理に関すること。
 - 2 指定施設の使用の許可に関すること。
 - 3 指定施設における漁船以外の船舶の適正な停泊、停留及び係留の指導に関すること。
 - 4 その他知事が必要と認める業務に関すること。
 - 三 指定管理者の指定予定期間 平成十九年十二月一日から平成二十一年三月三十一日まで(二年四週間)
 - 四 業務に係る経費 業務に係る経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払う。
 - 五 申請の資格 福島県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体(以下「法人等」という。)であつて、募集要項に示す条件に該当する法人等とする。
 - 六 申請の手続
 - 1 募集要項の配布 次に定めるところにより、募集要項を配布する。
 - (一) 配布期間 平成十九年六月二十日(水)から同年七月十九日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで
 - (二) 配布場所 九に掲げる問い合わせ先で配布する。
- なお、福島県のウェブページ (<http://www.pref.fukushima.jp/kouwan>) からダウンロードし、入手することができる。
- 2 説明会 平成十九年六月二十七日(水)午後一時三十分から福島県小名浜港湾建設事務所(福島県いわき市小名浜字辰巳町三十八番地の一) 電話〇二四六―五一一―四一五) 内会議室において、説明会を行う。
 - 3 質問書 指定施設の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。
 - (一) 提出期間 平成十九年六月二十七日(水)から同年七月四日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
 - (二) 提出方法 郵送又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。
 - (三) 回答方法 説明会に参加したすべての法人等に郵送、ファクシミリ又は電子メールで回答する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

(一) 提出書類 指定管理者指定申請書及び事業計画書その他の募集要項に定める書類

(二) 提出部数 二部（正本一部及び副本一部）

(三) 提出期間 平成十九年七月十日（火）から同月二十日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

(四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送すること（郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと。）。

七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県土木部河川港湾領域港湾漁港グループ（福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎三階 電話〇二四一五二一七四九九 メールアドレス kouwangyokou@pref.fukushima.jp）
（河川港湾領域港湾漁港グループ）

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第六号

次の福島県指定重要文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二十七條第一項の規定により、平成十九年六月八日付けで重要文化財に指定されたので、福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第五條第五項の規定により、福島県指定重要文化財（彫刻の部）の指定を同日付けで解除された。

平成十九年六月十九日

福島県教育委員会

名 称	員 数	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造吉祥天立像	一 軀	大山迪子	大沼郡会津美里町字 高田甲二九六一	大沼郡会津美里町字 高田甲二九六一

（生涯学習領域文化財グループ）

福島県教育委員会告示第七号

教科用図書採択地区を設定した件（昭和三十九年福島県教育委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十九年六月十九日

福島県教育委員会
表福島・伊達・安達採択地区の項中「伊達市」の下に「本宮市」を加える。
（教育指導領域学習生活指導グループ）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

〇平成十九年六月一日付け定例第千八百八十号中

四二四	下	一九	原町市地区	原町西地区
-----	---	----	-------	-------